平成31年2月22日 30貿情セ 調(経提)第5号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課 猪狩課長殿 安全保障貿易審査課 三橋課長殿

- 写)安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉係長殿
- 写)安全保障貿易審查課 井上総括課長補佐殿、渡井係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター ABC 兵器・ミサイル関連機器専門委員会 航空宇宙分科会 主査 小見 淳介

貨物等省令第12条第一号イ(一)2の改正要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますよう よろしくお願いいたします。

記

1. 要望事項

貨物等省令第12条第一号イ(一)2の中に、WA原文の内容を適正に表すべく改正 すべきと思われる箇所がありますので、ご確認の上、改正をお願い致します。

下に貨物等省令第12条第一号イ(一)2の現状文と改正案を示します。指摘箇所に 下線を引きました。

【現状文】

- 一 航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 第25条第3項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第 四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は 第27条第6項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたも の。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。
 - (一) 次の全てに該当するもの
 - 1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの
 - 2 民生用有人航空機の動力供給用<u>ガスタービンエンジンであって、本邦又は別</u> 表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの
 - 一 型式証明
 - 二 型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの



【改正案】

- 航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 第25条第3項第二号イからトまで及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第 四号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)又は 第27条第6項各号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術を用いたも の。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものを除く。
 - (一) 次の全てに該当するもの
 - 1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの
 - 2 民生用有人航空機の動力供給用<u>ガスタービンエンジンであって、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されているもの</u>
 - 一 型式証明
 - 二 型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの

2. 要望内容に関する説明

現状文では、条件2の「型式証明」又は「型式証明と同等の文書」の発行対象が「ガスタービンエンジン」と規定されているが、WA原文(後述)の下線部「"aircraft" for which any of the following has been issued by civil aviation authorities」では、発行対象が「aircraft」と規定されており、一致化が必要と思われます。

以上より、前記1項に記述した修正が必要と考えます。

[WA 原文]

- 9. A. 1. Aero gas turbine engines having any of the following:
 - a. Incorporating any of the "technologies" specified by 9.E.3.a., 9.E.3.h. or 9.E.3.i.; or
 - Note 1 9.A.1.a. does not apply to aero gas turbine engines which meet all of the following:
 - a. Certified by civil aviation authorities of one or more Wassenaar Arrangement Participating States; and
 - b. Intended to power non-military manned "aircraft" for which any of the following has

 been issued by civil aviation authorities of one or more Wassenaar Arrangement

 Participating States for the "aircraft" with this specific engine type:
 - 1. A civil type certificate; or
 - 2. An equivalent document recognised by the International Civil Aviation Organisation (ICAO).

以上